

## 【参考】

### 電気通信主任技術者資格及び工事担任者資格について

#### I 電気通信主任技術者資格

1 電気通信主任技術者資格は、電気通信事業者の事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督するために必要な資格です。

#### 2 電気通信主任技術者資格者証の種類と監督の範囲

資格者証の種類	監督の範囲
伝送交換主任技術者	電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
線路主任技術者	電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

#### 3 電気通信主任技術者試験の科目

- (1) 電気通信システム
- (2) 専門的能力
- (3) 伝送交換設備及び設備管理（線路主任技術者は、線路設備及び設備管理）
- (4) 法規

#### II 工事担任者資格

1 工事担任者資格は、電気通信回線設備に端末設備または自営電気通信設備の接続工事を行い、監督する者の資格です。

#### 2 工事担任者資格者証の種類及び工事の範囲

資格者証の種類	工事の範囲
A I 第一種	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事
A I 第二種	アナログ伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備等に收容される電気通信回線の数が五十以下であって内線の数が二百以下のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が每秒六十四キロビット換算で五十以下のものに限る。）

A I 第三種	アナログ伝送路設備に端末設備を接続するための工事（端末設備に收容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数基本インタフェースで一のものに限る。）
D D 第一種	デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第二種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が每秒百メガビット以下のものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
D D 第三種	デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の入出力速度が每秒百メガビット以下のものであつて、主としてインターネット接続のための回線に限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。
A I・D D 総合種	アナログ伝送路設備又はデジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事

### 3 工事担任者試験の科目

- (1) 電気通信技術の基礎
- (2) 端末設備の接続のための技術及び理論
- (3) 端末設備の接続に関する法規

## Ⅲ 国家試験について

電気通信主任技術者資格、工事担任者資格の試験は、電気通信国家試験センター（財団法人日本データ通信協会）で、受験申請者の受付、試験実施、試験結果通知までを一括で執り行われています。

電気通信国家試験センターのホームページでは、各資格の受験申請手続き、試験科目詳細、全国の認定校などをご覧いただけます。

[http://www.shiken.dekyo.or.jp/chief/about\\_chief.html](http://www.shiken.dekyo.or.jp/chief/about_chief.html)